

**群馬県イノシシ適正管理計画**  
**(第二種特定鳥獣管理計画・第三期計画)**

**令和2年3月**

**群馬県**

## 目 次

<b>1</b>	<b>計画策定の目的</b>	<b>1</b>
<b>2</b>	<b>管理すべき鳥獣の種類と生態及び被害の特徴</b>	<b>1</b>
	(1) 獣種	
	(2) 生態の特徴	
	(3) 被害の特徴	
<b>3</b>	<b>計画の期間</b>	<b>2</b>
<b>4</b>	<b>管理が行われるべき区域</b>	<b>2</b>
	(1) 対象地域	
	(2) 地域個体群	
<b>5</b>	<b>これまでの経過と現状</b>	<b>3</b>
	(1) これまでの取組	
	(2) 第二期イノシシ適正管理計画の評価	
	(3) 現状	
	(4) C S F	
	(5) 人獣共通感染症	
<b>6</b>	<b>管理の基本方針</b>	<b>8</b>
	(1) 群馬県鳥獣被害対策基本方針	
	(2) 計画の基本方針	
<b>7</b>	<b>管理の目標</b>	<b>10</b>
	(1) 農林業被害額	
	(2) 個体群管理(捕獲)	
	(3) 被害防除管理	
	(4) 生息環境管理	
<b>8</b>	<b>目標達成のための施策</b>	<b>11</b>
	(1) 個体群管理(捕獲)	
	(2) 被害防除管理	
	(3) 生息環境管理	
	(4) 計画的かつ総合的な管理の推進	
<b>9</b>	<b>評価のための効果検証</b>	<b>13</b>
	(1) 農林業被害	
	(2) 許可による捕獲	
	(3) 狩猟による捕獲	
	(4) 集落アンケート	
	(5) 推定生息頭数及び生息頭数将来予測	
	(6) 分析・実証	
	(7) 総合的な効果検証	

**10 その他管理のために必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15**

- (1) 人材育成
- (2) 捕獲個体の適正処理
- (3) 捕獲個体の有効活用
- (4) 広域的な連携
- (5) 情報公開及び普及啓発
- (6) 疾病対策
- (7) 錯誤捕獲

**11 計画の実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17**

- (1) 農業者を含む地域住民
- (2) 市町村
- (3) 猟友会
- (4) 県
- (5) J A、森林組合、共済組合
- (6) 大学、N P O法人等民間事業者
- (7) 認定鳥獣捕獲等事業者
- (8) 検討・評価機関

## 1 計画策定の目的

本計画は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下、「鳥獣保護管理法」という。）の第7条の二に基づく「第二種特定鳥獣管理計画」（以下、「適正管理計画」という。）として、科学的・計画的な管理により、イノシシによる農林業等の被害の減少及び生物多様性に配慮した個体群の管理を目的とし、中長期的な目標及び対策を定めるものである。

## 2 管理すべき鳥獣の種類と生態及び被害の特徴

### (1) 獣種

イノシシ (*Sus scrofa*)

### (2) 生態の特徴

イノシシ成獣の体重は60～100kg程度であるが、個体差が大きく100kgを超える個体もいる。体毛色は黒褐色から赤褐色であり、生後半年～1年位までの幼獣には白またはベージュの縞模様が入る。藪や茂み等、身を隠せる場所を生息地とする。昼行性であるが、人の生活圏では夜間に行動する。

基本的なイノシシの社会単位は、①複数の仔を連れた母親の母系的グループ、②単独の成獣オス、③生殖に参加しない若齢オスのグループ、の3つのタイプに分けられる。母系的グループには、血縁関係にあると考えられる複数の母親とそれらの仔からなる④複母系グループ、が形成されることも多い。

特定の縄張りは持たず、複数の群れが同一地域を利用することもある。行動域は30～50ha程度であるが、成長したオスの仔が母親から離れる際や、人間の圧力がない状況下では行動域が100～250haと広域に及ぶこともある。また、季節によっても変化する。

性成熟には、生後1年半でほぼ全ての個体が達する。栄養状態が良く成長の早い個体では、1歳に達する夏までに最初の発情が起こることもある。出産は基本的に年1産で、交尾期は晩秋から冬となる。オスはこの時期になるとあまり食べなくなり、発情したメスを捜して活発に動き回り、行動域が拡大する。

妊娠期間は約4ヶ月で、春に4～6頭を出産する。仔を早く失った場合、その直後に発情して春から夏にかけて再度交尾して秋に出産する。幼獣の初期死亡率は高いといわれているが、食物を農作物等に依存した場合は、栄養状態がよくなるため、大幅に減少する。生息頭数の変動は、幼獣の死亡率の変化により大きく異なるが、初産齢が早く多産といった高い繁殖力により、短期間に増加する特徴がある。

食性は、雑食性で季節的变化がみられ、多様な植物の新葉、地下茎や根、堅果類等の植物の他、昆虫、ミミズ、カエル等の小動物も食す。田畑や民家周辺に自生するリュウノヒゲの地下茎を好むことも知られている。この食性の多様性は、人の生活圏に入り込む要因の一つとなる。食物を農作物に依存しないイノシシの栄養状態は、夏季が最も低く、秋季に堅果類が利用されると改善されるといった、堅果類の実りと密接な関係がある。

性格は、基本的に臆病で警戒心が強いが、その場所が安全であることを覚えると行動が大胆になる。移動距離は、メスよりオスが長く、イノシシの生息域の前線には成獣オスが出没する。成獣メスや幼獣の出没はイノシシの生息域の拡大、また、日中の目撃はイノシシの警戒心低下の指標となる。

### **(3) 被害の特徴**

人の生活圏付近では、夜明けや夕方の薄暗い時間と夜間に行動するが、付近に身の危険がないことを察知すると日中でも活動するようになり、被害が拡大する。

成獣は 1m以上の跳躍力を有する。防護柵等の障害物に対しては警戒しながら近づき、安全を確認する行動をとる。防護柵の上を飛び越えるよりも、下をくぐって通り抜けようとする特性を持つ。幼獣では15cmの格子を、また、成獣も高さ20cm程度の隙間があればくぐり抜けることができる。鼻は強く、成獣では重さ50～60kgのモノを動かす力を有する。このような高い身体能力等が被害発生を助長する。

基本的に臆病な性格の獣であるが、学習能力が高い。仔は母親の摂食行動に倣って食物の味と場所を学習するため、農作物の味を覚えた集落依存の個体や群れの採餌行動が被害発生につながる。一度イノシシに侵入された田畑には、同じ個体や群れが連続して出沒し、イノシシが集落全体を「餌場」として認識することにより被害が拡大していく。

## **3 計画の期間**

令和 2年 4月 1日から令和 7年 3月31日までの 5か年とする。

ただし、イノシシの生息状況及び社会情勢等の変化に応じて、適宜、計画を見直すものとする。

## **4 管理が行われるべき区域**

### **(1) 対象地域**

群馬県全域

### **(2) 地域個体群**

個体群の明確な線引きが困難であるため、全県下を一体的な個体群として管理する。

## 5 これまでの経過と現状

### (1) これまでの取組

県では、平成8年度に「イノシシ等被害防止研究対策本部」を設置するとともに、林務部、環境局（現：森林環境部、環境局）及び農政部において、被害防除対策及び駆除対策を事業化した。この事業は、イノシシの有害鳥獣捕獲の許可権限を市町村に委譲する平成11年度まで継続してきた。

県内におけるイノシシの生息域の拡大及び被害の増加に伴い、平成22年10月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護法」という。）に基づく第一期イノシシ適正管理計画（平成22年11月1日～平成27年10月31日）を策定し、捕獲圧の強化、防護柵の設置及び環境整備を推進してきた。

捕獲圧の強化では、狩猟による捕獲頭数増加を図るため、同年度から全県において狩猟期間を延長した。しかし、平成24年度の狩猟による死亡事故2件の発生から、翌平成25年度に狩猟期間の延長を廃止した。狩猟捕獲に慎重になる必要がある状況となったため、捕獲圧の強化は許可捕獲<sup>※1</sup>に重点を置いて取り組むこととした。

平成26年5月30日、環境省は、鳥獣の管理を促進する措置を新たに導入し、鳥獣保護法を鳥獣保護管理法に改正した。群馬県でも、同年5月に「群馬県鳥獣被害対策本部」を設置し、鳥獣被害対策の情報共有、対策方針の決定及び部局を横断した被害対策を強化してきた。

より明確な管理の目標設定及び進捗管理を実施することとした鳥獣保護管理法に基づき、平成27年3月に第一期イノシシ適正管理計画から移行した第二期イノシシ適正管理計画（平成27年5月29日～平成32年3月31日）を策定し、緩衝帯整備等による生息環境管理、防護柵の設置等による被害防除管理及び捕獲圧の強化による分布管理を推進してきた。

平成28年度からは再び全県において狩猟期間を延長した。農業被害は下げ止まりにあるものの、平野部におけるイノシシの生息域の拡大は続いた。繰り返す市街地へのイノシシの出没は、新たな生活環境被害の多発をもたらし、人身被害の発生にまで及んだ。

平成30年度から、イノシシの市街地出没対応の基本的な考え方や具体的な対処方法等に関する研修を開始した。

### (2) 第二期イノシシ適正管理計画の評価

第二期計画では、「守る：緩衝帯・防護柵の整備」、「捕る：捕獲圧の強化」、「知る：生息状況等の把握」の各対策の総合的・計画的な実施による分布管理と農林業被害の減少を目標とし、計画を推進してきた。

分布管理では、概ね平成15年以前に生息が確認されなかった地域からのイノシシの排除を目指すとともに、隔年で県内生息頭数の推定を行い、これに対応した捕獲目

---

※ 1 農林業被害等の軽減(有害鳥獣捕獲)と生息頭数の低減(個体数調整)の管理を目的とした捕獲をいう。

標を定めて推進した。指定管理鳥獣捕獲等事業の実施により、一定の成果を上げた地域もあるものの、平野部におけるイノシシの生息域の拡大や、それに伴う生活環境被害が発生しており、今後も継続した取組が必要となっている。

農業被害額は、目標値に達しなかったものの、県全体としては平成26年度以降、前年度比減少が続いた。しかし、各市町村別にみると、県合計と同じく減少傾向の他、横ばい傾向で対策の効果が明確に得られていない市町村もあった。

#### **ア 個体群管理（捕獲）**

捕獲圧の強化として、平成27～28年度に 7,500頭、平成29～30年度に13,000頭、平成31年度に 6,000～ 9,000頭と、年間捕獲目標頭数を推定生息頭数に応じて順応的に設定し、許可及び狩猟による捕獲を推進した。

捕獲目標頭数を達成した年度は、過去最大の捕獲頭数となった平成28年度のみであったが、同年度から再度実施した狩猟期間の延長は、捕獲頭数を下支えする効果があると考えている。

イノシシの個体群管理（捕獲）は、被害が発生している農地や集落周辺で行うことが効率的であり、特に、春先の成獣メスの捕獲は、個体数及び繁殖率の抑制の効果が得られる。捕獲の効果を検証するため、捕獲場所、時期、雌雄・成幼別といった捕獲内容の把握が必要となっている。

また、市町村による有害鳥獣捕獲事業は、鳥獣保護管理法基本指針に基づく「有害鳥獣捕獲隊」及び鳥獣被害防止特措法に基づく「鳥獣被害対策実施隊」の設置により実施しており、平成30年度現在、「有害鳥獣捕獲隊」が33市町村、「鳥獣被害対策実施隊」が22市町村において設置されている。

捕獲をより強化していくため、捕獲の担い手の確保・育成に向け、狩猟免許試験の休日開催など狩猟免許を取得しやすい環境づくりに取り組むとともに、捕獲技術に関する各種講習会を開催した。その結果、わな猟免許取得者数は増加傾向にある。

今後、情報発信等により、捕獲等に興味のある人の掘り起こしに取り組んでいく必要がある。

#### **イ 被害防除管理**

主にイノシシの被害対策を目的とした防護柵（電気柵・金網柵）は、平成23年度以降に実施されている国庫補助事業により、各市町村での導入が進んだ。防護柵は、その効果を持続させるため、破損箇所の補修、電気柵電圧確認等の定期的なメンテナンスが必要である。広く普及したものの、メンテナンスの不足や地域ぐるみの取組に後退がみられた地域があることから、地域の対策を牽引できるリーダーの育成等が必要となっている。

効果的に対策を実施した地域ではイノシシの被害は軽減しているが、防護柵等の未整備箇所へ被害が拡散する傾向もあり、被害発生状況や地形等、地域の実情に応じた計画的な対策が必要となっている。農業被害の対策は、防護柵設置が最も有効であった。しかし、その効果の検証においては、耕作放棄地の増加等、農業の衰退といった他の要因も考えられた。今後、被害の詳細な内容を把握・検証するとともに、集落の活

性化といった地域振興と一体的な取組への支援が必要となっている。

### ウ 生息環境管理

農地や集落さらに市街地への出没を抑制するため、河川や里山における緩衝帯の整備を推進してきた。河川では、イノシシ等の移動経路や隠れ家となっている樹木等の刈り払いを平成25年度から県事業として実施している。今後も関係機関との連携による整備の継続が必要となっている。里山では、市町村や地域住民、ボランティア等により整備が行われてきたが、過疎化・高齢化等の影響から対策の効果を失っている地域もあり、効果を持続するための体制づくりが必要となっている。

また、集落における農作物残さ、廃棄農作物、放任果樹等の誘因物の除去は、啓発活動及び教育活動を中心に対策を講じてきたが、徹底されない事例も多くみられた。近年では、家庭菜園被害の増加とそれに対する適正な管理が実施されない事例もみられるため、地域住民の意識改革への取組や支援が必要となっている。

### エ 推定生息頭数

平成28年度より、現状、最も合理的とされる統計的な手法であるハーベストベースドモデルを用いた階層ベイズ法<sup>※2</sup>による推定手法（以下、「ベイズ推定」という。）を導入し、生息頭数を推定した。推定結果は、幅を持った確率分布で示されることから、おおよその生息頭数とその増減傾向を把握するのに有効であった。推定生息頭数の年次変動があるが、増加傾向であることが明らかになった。

今後、適正な個体群の水準を設定するための指標となる、正確な生息頭数とその増減の傾向を推定するためのより信頼性の高い手法の確立と、推定結果の適正な扱いが必要となっている。

## (3) 現状

### ア 生息域状況

現在確認されているイノシシの生息域は、山岳地域及び一部の平野部を除く、ほぼ県全域に及んでいる。今後、更なる生息密度の増加と河川を利用した平野部における生息域の拡大<sup>※3</sup>、積雪量の変化等による高標高地への生息域の拡大が懸念される。

また、耕作放棄地や竹林は、イノシシの隠れ場所や住処となり、生息域の拡大や生息頭数の増加の原因の一つとなっている。耕作放棄地は昭和60年度から増加し、平成17年度以降、面積は高止まっている。その内訳は、販売農家では減少したものの、自給的農家や非農家においては増加した。竹林面積は、平成4年度以降ほぼ横ばいであったが、平成29年度には増加に転じた。

---

※ 2 生息頭数と相関がある(生息頭数の変化により影響を受ける)複数の指標と捕獲頭数の経年的な変化を用い、自然増加率などの既知の生態情報から分布を仮定して、確率論的な計算を行い、生息頭数を推定する手法。新たなデータを追加して推定すると過去に遡って推定値が見直される。

※ 3 坂庭浩之(2013):河川敷におけるイノシシの生息分布と景観植生の相関について、群馬県立自然史博物館研究報告、17:147-150



## イ 被害状況

平成30年度の野生鳥獣による農業被害金額は約 2億 8千万円で、うちイノシシによるものは 7千万円で全体の約24%を占めている。イノシシによる農業被害は、平成27年度以降、前年度比減少が続いている。平成30年度の市町村別農業被害額は、嬭恋村が約25%を占め、次いで安中市、高崎市の順となった。

農業被害作物は、平成10年度まではコンニャクイモが被害の半数を占めていたが、近年では野菜が被害の半数以上を占めている。今後、水稻被害の増加も予想される。

また、イノシシの生息域が平野部において拡大する中、以前にも増してイノシシの市街地出没が増加している。林縁部からの出没に加え、河川を移動経路として市街地に出没することが増えており、今後は、人身被害や車との衝突といった生活環境被害の増加が懸念される。

## ウ 推定生息頭数

ベイズ推定による平成30年度現在の県内のイノシシの推定生息頭数<sup>※4</sup>は、平成26年度が18,410～20,090頭（50%信用区間、中央値19,220頭）、平成30年度が20,580～26,130頭（50%信用区間、中央値23,290頭）と推定された。中央値は、平成10年度から増減を繰り返す年次変動を示しながら増加傾向が続いている。

また、平成30年度の平均生息密度は 6.5頭/km<sup>2</sup>であったが、県内においてイノシシが生息可能と考えられる環境収容力より低く、生息域の拡大及び生息頭数の増加の余地が大きい環境下にあることが明らかになった。

## (4) CSF

平成30年 9月、国内で26年ぶりとなるCSF（classical swine fever〔古典的な豚の熱病〕：豚熱）の発生が岐阜県で確認された。

県では、関係機関での情報共有及び飼養衛生管理基準遵守の徹底、イノシシの浸潤状況調査（サーベランス）の実施、「群馬県CSF対策緊急総合支援」による養豚場への防護柵設置推進対策を講じた。

令和元年10月、県内におけるイノシシへのCSF感染を受け、知事を本部長とする「県対策本部」、各農業事務所への「現地対策本部」及び「CSF対策相談窓口」を設置した。

また、農林水産省より、「第二種特定鳥獣管理計画」及び「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき市町村が策定する「被害防止計画」の両計画に基づく、イノシシの更なる捕獲強化の要請があった。これを受け、イノシシの平成30年度の捕獲実績地域及び県内養豚場位置を基に、令和元年10月 9日に、「CSFのまん延防止に向けた捕獲重点エリア」と令和元年度の目標捕獲頭数を設定した。

---

※ 4 一般社団法人 自然環境研究センター(2019):群馬県野生獣類解析業務報告書

令和元年10月15日、早急に防疫体制の徹底を図るため、農政部畜産課に「家畜防疫対策室」を設置した。

令和元年10月23日、家畜伝染病予防法に基づき、豚及びイノシシ（飼養を想定）へのワクチン接種の実施を告示し、同年10月27日よりワクチン接種を開始した。

#### **（５）人獣共通感染症**

野生動物由来の人獣共通感染症<sup>※5</sup>への対応に当たっては、野生動物がどのような病原体を持っているか不明な場合が多く、また、重篤な感染症の病原体を持っている可能性もあることから、幅広い知見と適切な対応が求められる。

イノシシの生息域が拡大する中、今後は、捕獲従事者の感染リスクの低減や捕獲個体の適正な処理はもとより、正確な情報の提供等を通じた地域住民による適切な対応も必要となっている。

---

※ 5 人獣共通感染症とは、人と脊椎動物との間を自然に伝播しうる全ての病気または感染症で、寄生虫と細菌性食中毒を含み、その多くは動物由来によるものである。  
野生動物に寄生するダニが媒介するSFTS (Severe Fever with Thrombocytopenia Syndrome〔重症熱性血小板減少症候群〕)等がある。

## 6 管理の基本方針

本県では平成26年 5月から「群馬県鳥獣被害対策本部」を設置し、鳥獣被害対策の情報共有、対策方針の決定及び部局を横断した被害対策を一層強化している。

その基本方針において、野生鳥獣との共存に向け鳥獣被害対策に係る基本的な考え方が以下のとおり示されている。本計画においても、この基本的な考え方を踏まえた上で、イノシシの管理を推進する。

### (1) 群馬県鳥獣被害対策基本方針

#### 基本的な考え方

本県の豊かな自然、農林業、地域の暮らしを野生鳥獣被害から守るため、「守る」「捕る」「知る」の各対策を、地域、市町村、県等の協働により総合的、計画的に実施する。

短期的には、緊急的課題である「捕る」対策を強化するとともに、「守る」対策を一体的に推進することとする。

実施に当たっては、計画の策定、施策の実施、施策の評価、計画の見直しの各ステップでの課題を確認しながら順応的に推進していく。

長期的には、野生鳥獣との共存に向け、生息地域での環境整備に取り組み、野生鳥獣との棲み分けにより、野生鳥獣被害からの脱却を図ることとする。

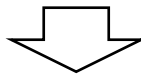
#### 【短期目標】

野生鳥獣を出没させない・定着させない

「鳥獣害に強い集落づくり」の実施

農林業における被害軽減のための捕獲強化

「守る」「捕る」「知る」対策を、地域の実情に応じ総合的、計画的に実施

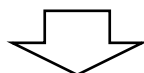


#### 【長期目標】

野生鳥獣と「棲み分け」へ

森林整備等の生息環境整備を長期的に実施

野生鳥獣の適正な生息密度の実現



#### 【将来像】

野生鳥獣との共存（野生鳥獣被害からの脱却）

※出典：群馬県鳥獣被害対策本部「県鳥獣被害対策基本方針」

## (2) 計画の基本方針

### ア 被害防除対策の総合的な実施

イノシシの生息は、自然条件下において農林業及び生活環境の被害がなく、安定した状態で個体数が維持されることが将来の目標となる。しかし、中山間地域の過疎化・高齢化等を背景とした人口減少と耕作放棄地の増加、狩猟者の減少及び人の生活習慣の変化により、イノシシの生息域と人の生活圏とが重なり合い、人との軋轢が生じている。

このような人とイノシシとの軋轢を減少させるために、適切なモニタリング等の科学的根拠を基に関係者の合意形成を経て、目標を達成するための3つの施策である「個体群管理（捕獲）」、「被害防除管理」及び「生息環境管理」を計画的かつ総合的に実施する。

### イ 分布・密度

管理は、「被害発生地でのイノシシの生息頭数を抑制」しつつ、「人の生活圏からの排除」を目指し、イノシシによる被害状況及び人の生活圏への侵入段階<sup>※6</sup>等の生息状況に応じた各対策を組み合わせた総合的な管理の一環として実施する。

特に、イノシシの生息域の拡大または生息頭数の増加による被害の拡大が懸念される地域がある状況から、「現状以上の生息域の拡大防止」、「人の生活圏への侵入段階の低減」を目標として管理する。

### ウ 計画の順応的管理

自然の不確実性を踏まえ、計画の実施については、P D C Aサイクルに基づき、①「目標の設定」、②「対策の実行」、③「結果のモニタリング」、④「把握した事実の科学的評価・検証」、⑤「次の施策へのフィードバック」を繰り返す順応的管理により推進する。

---

※ 6 環境省「イノシシの保護管理レポート(平成26年度版)」における「侵入段階」をいう。

侵入段階0: 生息情報のない生息前線地域の外周域。

1: 生息域の前線となっている地域で、農林業被害が出始めている。

2: 農林業被害が拡大・増加しており、早期に重点的に対策を行う地域。

3: 農林業被害が常態化しており、引き続き貸先を行っていく地域。

## 7 管理の目標

### (1) 農林業被害額

目標値は、平成30年度を基準として、農業被害額を10%減/年、林業被害を現状堅持とし、令和6年度末における被害金額を以下のとおり設定する。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 農業被害額：37,000千円以下（令和6年度末）</li><li>・ 林業被害額：0千円（令和6年度末）</li></ul> |
|--|

### (2) 個体群管理（捕獲）

平成25年12月26日に環境省・農林水産省が示した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」では、当面の目標として、10年後（令和5年度）までにイノシシ生息頭数を半減させることを目指すこととしている。

群馬県において、この方針に準じる必要な年間捕獲頭数は、本計画の策定時点で8,917～11,864頭（50%信用区間、中央値10,331頭）と推定している。目標値は、イノシシの生息頭数が増加傾向であることと、現在の生息密度が環境収容力より低いことから、推定結果の50%信用区間の上限値をとり、年間の捕獲目標頭数を以下のとおり設定する。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 捕獲頭数：12,000頭/年</li></ul> |
|--|

### (3) 被害防除管理

包括的な目標として、他の野生動物と併せた防護柵の設置・改善の推進及び管理体制づくりの支援を図る。

### (4) 生息環境管理

包括的な目標として、河川や里山等の緩衝帯整備、耕作放棄地管理及び収穫残さ等の適正処理の推進による集落環境の改善及び各対策の管理体制づくりの支援を図る。

## 8 目標達成のための施策

関係機関の連携により、被害発生状況と個体数及び繁殖率の抑制を踏まえた「個体群管理（捕獲）」、他獣種の対策と併せた「被害防除管理」及び「生息環境管理」を計画的かつ総合的に実施する。

### （1）個体群管理（捕獲）

各種事業等により、捕獲の推進と捕獲従事者の確保・育成を図る。なお、銃器等の取扱いにおいては、安全の確保を徹底する。

#### ア 許可による捕獲推進

農地や集落周辺の加害個体の捕獲及びCSFのまん延防止を目的とした捕獲を推進する。

##### ①捕獲体制の強化

各種事業等により、捕獲従事者の確保及び捕獲機材の整備を推進し、捕獲体制の強化を図る。

##### ②捕獲技術の向上

研修会の開催等による捕獲技術の情報共有により、捕獲従事者の捕獲技術の向上を図る。

#### イ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

イノシシの生息域の短期間での拡大や生息頭数の急激な増加が見られる地域等において、必要に応じて実施する。

#### ウ 狩猟による捕獲推進

##### ①保護区の狩猟鳥獣捕獲禁止区域への移行

鳥獣保護区の区域内及び周辺地域において、シカ及びイノシシの生息頭数の増加による農林業及び生態系への被害が著しい場合、鳥獣保護区を一時的に解除し、「狩猟鳥獣捕獲禁止区域（シカ・イノシシを除く）」等への移行を必要に応じて実施する。

##### ②狩猟期間

狩猟期間の終期を延長し、11月15日から2月末日（シカ・イノシシに限る）までとする。

#### エ 捕獲推進に向けての環境整備

##### ①捕獲の担い手確保・育成

狩猟免許試験の地域開催等の弾力的運用、免許取得予備講習会の無料化及びわな猟捕獲技術講習会の開催を継続して実施する。

また、狩猟に携わる新たな人材の掘り起こしとして、狩猟の紹介等の各種情報発信に努める。

##### ②地域ぐるみの捕獲推進

わな猟免許を有する農家や地域住民と、市町村が編成する有害鳥獣捕獲隊及び鳥獣被害対策実施隊との連携を図り、地域ぐるみの捕獲体制の構築を推進する。

### ③新たな捕獲技術の普及

I C T<sup>※7</sup>等を活用した捕獲機材等の新たな技術を普及し、捕獲の省力化・効率化を図る。

## (2) 被害防除管理

### ア 防護柵の設置・改善

各種事業等により、イノシシを含めた野生動物の出没状況と河川等地形に応じた計画的な防護柵の設置を推進する。

また、金網柵底部の返しの設置や多獣種に対応した複合柵への移行といった、防護柵の改善による機能向上を図る。

### イ 防護柵の維持管理

関係機関の連携により、防護柵の効果が持続されるよう、地域リーダーの育成及び地域ぐるみの管理体制づくりを推進する。

特に、電気柵は防除効果を得るために、適切な設置方法と定期点検の実施を研修会や啓発により徹底する。

## (3) 生息環境管理

### ア 緩衝帯の整備

各種事業等により、イノシシを含めた野生動物の農地や集落への出没の抑制を目的とし、農地及び集落の周辺並びに河川での緩衝帯整備を推進する。

### イ 誘引物の適正な処理・除去

啓発等により、イノシシを含めた野生動物の食物となり得る農作物や家庭菜園の収穫残さ及び放任果樹等の適正な処理を推進する。

### ウ 対策の管理持続

関係機関の連携により、各対策の効果が持続されるよう、地域リーダーの育成及び地域ぐるみの管理体制づくりを推進する。

## (4) 計画的かつ総合的な管理の推進

各管理の計画的かつ総合的な管理の一つとして、「鳥獣害に強い集落づくり支援事業」を推進する。

### ア 地域住民主体の被害対策の支援

関係機関の連携と支援により、地域住民が主体的となる対策への取組を推進する。

### イ 野生動物を出没させない集落づくりの普及

集落環境調査により各管理の実施状況等を把握し、地域に応じた効果的な対策の実施体制づくりを推進する。

---

※ 7 情報通信技術 (Information and Communication Technology)

## 9 評価のための効果検証

### (1) 農林業被害

市町村ごとの被害品目、被害金額、被害面積及び被害量等を把握し、管理の目標達成の評価に資する。

### (2) 許可による捕獲

#### ア 捕獲状況

市町村ごとの、捕獲努力量<sup>※8</sup>の把握による捕獲圧の充足度、捕獲時期及び捕獲個体の雌雄・成幼別の把握による捕獲内容の適合を検証する。

特に、CSFのまん延防止を目的とした捕獲状況の把握に留意し、人的な拡散の防止等、適切な捕獲の実施に資する。

#### イ 検体調査

栄養状態や繁殖状況等を把握し、捕獲結果の評価基準の設定等に資する。

#### ウ 放射性物質検査

捕獲個体の放射性物質検査を実施し、有効活用における安全性を検証する。

また、検査結果は、随時、県民へ情報提供する。

### (3) 狩猟による捕獲

#### ア 狩猟報告

ハンターメッシュごとの目撃効率(SPU E)<sup>※9</sup>及び捕獲効率(CPU E)<sup>※10</sup>を把握し、推定生息頭数の動向把握に資する。

#### イ 狩猟実態調査

狩猟者を対象とした隔年のアンケート調査により、狩猟目的や意識、捕獲個体の利用方法等について把握し、狩猟の実態を検証する。

### (4) 集落アンケート

集落単位を対象とした地域住民へのアンケート調査により、他獣種を含めた野生動物による農林業及び生活環境被害の実態と変化を把握し、地域における各対策の実施状況や成果を検証する。

### (5) 推定生息頭数及び生息頭数将来予測

適宜、生息頭数の推定と生息頭数の将来予測を実施し、イノシシの生息頭数の動向の把握と必要となる捕獲圧の検証に資する。

---

※ 8 わなの設置台数×設置日数

※ 9 狩猟者 1人の 1日あたりの目撃頭数(Sighting per unit effort)

※10 捕獲努力量あたりの捕獲頭数(Catch per unit effort)



## **(6) 分析・実証**

### **ア 被害対策の分析**

大学等と連携し、各調査結果や対策の分析により、効果的な被害対策技術の開発に資する。

### **イ 被害対策技術の実証**

新たな捕獲技術や被害対策資材等の効果を検証する。

## **(7) 総合的な効果検証**

各データの総合的な検証により、管理を評価する。

特に、個体群管理（捕獲）は、捕獲内容の他、農林業及び生活環境被害の状況との関係に留意し、総合的に評価する。

## 10 その他管理のために必要な事項

### (1) 人材育成

鳥獣に関する法令、対策の知識及び技術に関する研修会を積極的に開催する。

特に、行政機関における、専門的な知識、技術及び経験を有する人材の確保と適切な配置に努める。

また、農業高校及び農林大学校等の学生を対象とした講義等により、野生動物の理解、新規就農者の被害防除管理の技能向上及び地域のリーダーとなる人材育成に取り組む。

### (2) 疾病対策

#### ア 家畜伝染病

C S F 等の家畜伝染病について、情報の把握と関係機関の連携・協力により、状況に応じた適切な対策を迅速に講じる。

#### イ 人獣共通感染症

野生動物由来の S F T S 等の人獣共通感染症について、正しい知識の普及啓発等により、感染防止を図る。

### (3) 錯誤捕獲

捕獲に使用するわなの構造は、鳥獣保護管理事業計画の捕獲許可基準を厳守する。

なお、錯誤捕獲が発生した場合は、適切に対応するとともに、発生状況の把握と関係機関での情報共有により、再発防止を図る。

### (4) 捕獲個体の適正処理

捕獲した個体は、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合に限り、止め刺しに利用した鉛弾による鉛中毒、及び捕食等、他の野生動物を含めた生態系にかく乱が生じないよう適切な処理方法で埋設する。

焼却処理する場合は、各市町村の関係部署との協力・連携により適切に処理する。

なお、捕獲個体処理の際は、家畜伝染病や人獣共通感染症のリスクを減らすため、服装等の装備への留意を必須とする。

### (5) 捕獲個体の有効活用

現在、群馬県内で捕獲されたイノシシは、放射性物質が基準値を超えて検出される個体があるため、食肉として流通が制限されている<sup>※11</sup>。

食肉利用の制限は、狩猟意欲減退の一因となるため、放射性物質検査を継続し、将来的には、捕獲推進の出口対策として、捕獲個体の有効活用が図れるよう施策を検討・推進する。

---

※ 11 平成24年10月10日付、原子力災害対策本部指示。

## **(6) 広域的な連携**

イノシシの個体群の交流があると考えられる栃木県、埼玉県及び長野県とは、一斉駆除や防除対策等の情報共有を図り、効果的な被害対策の実施に努める。

また、福島県、茨城県、新潟県の近隣県とも、適宜、情報共有を図る。

## **(7) 情報公開及び普及啓発**

農林業被害や捕獲等に関する統計は、逐次ホームページ等で公開する。試験研究機関の開催する成果発表会等においても、各種調査結果等を積極的に公開する。

また、地域住民に対し、イノシシの生態及び防除に関する知識と理解を深め、適切な対策が図られるよう、出前講座や地域の勉強会等に協力する。

## 1 1 計画の実施体制

各管理の実施は、幅広い関係機関・組織が相互に連携・協力し、有識者等の支援を得ながら一体となって取り組む。

特に、被害防除管理では、地域住民の積極的な参画による管理体制の構築を図る。

### (1) 農林業者を含む地域住民

耕作地や所有林の対策と併せて、地域ぐるみの取組に積極的に参画する。

### (2) 市町村

被害に係る防除対策の主体であり、各種補助事業を活用しながら地域の実情に応じた対策を推進する。防護柵等の設置は、集落ごとの合意形成を図り推進する。また、捕獲は集落ぐるみで実施される体制への移行を検討・推進する。

### (3) 猟友会

市町村を中心とした有害鳥獣捕獲の実施に協力するとともに、野生鳥獣に関する知識や捕獲技術等、各対策に関する情報を関係機関に対して助言する。

### (4) 県

#### ア 鳥獣被害対策支援センター

被害や対策に係る情報を集約した上で関係機関での情報共有を図り、検討・評価機関からの助言や提言を受け、順応的管理による本計画の進捗管理を行う。

また、各対策の分析結果の施策への反映と防除対策の効果検証・普及を行う。

#### イ 自然環境課

鳥獣保護管理法の所管課として、許可による捕獲や狩猟が適切に実施されるよう、鳥獣保護管理事業計画による捕獲許可基準及び鳥獣保護区等を設定する。

また、必要に応じて、指定管理鳥獣捕獲等事業による個体群管理（捕獲）を実施する。

#### ウ 技術支援課

鳥獣被害防止特措法の所管課として、農業被害の状況把握及び対策に関する事業を推進する。

また、農業被害対策の各種補助事業等により、地域が主体となった取組を支援する。

#### エ 林政課

林業被害の状況把握及び対策に関する事業を推進する。

また、林業被害対策の各種補助事業等により、市町村や林業者による対策を支援する。

#### オ 河川課

イノシシを含む野生鳥獣の移動経路や生息地となっている河川内の樹木等の刈り払いによる緩衝帯の整備を推進する。

## **カ 自然史博物館**

捕獲個体の検体分析により、イノシシの生物学的情報を把握するとともに、管理に必要な研究を行う。

## **キ 林業試験場**

野生鳥獣の林業に対する研究として、野生鳥獣の行動把握から捕獲及び防除等に資する技術開発を行う。

## **(5) JA、森林組合、共済組合**

日常業務で把握した資材の効果等の情報の提供等により、各種防除資材の適切かつ効果的な施工について助言する。

また、各組織の取組や地域ぐるみの「鳥獣害に強い集落づくり」等の事業に協力する。

## **(6) 大学、NPO法人等民間事業者**

包括連携協定を結んでいる日本獣医生命科学大学をはじめ、大学やNPO法人等民間事業者との連携による研究・開発により被害対策に資する。

## **(7) 認定鳥獣捕獲等事業者**

指定管理鳥獣捕獲事業等の受託者として鳥獣の捕獲等に携わることに加え、鳥獣の生息状況の調査や計画策定、モニタリング及び評価等に関与する等、地域の鳥獣の管理の担い手となるよう取り組む。

## **(8) 検討・評価機関**

有識者等、関係団体及び県関係行政機関により構成される「群馬県第二種特定鳥獣適正管理検討委員会」を設置し、本計画の策定・修正及び進捗管理等について、協議・検討を行う。また、検討委員会の下には「獣種別専門部会」を設置し、実務的業務を行う。

また、野生鳥獣による被害及び対策に関する有識者等で組織する「群馬県野生動物対策科学評価委員会」を設置し、県及び市町村が実施した各施策の実施結果について、科学的・客観的な評価を行う。